

## 公募型企画提案募集要項

### 1 目的

本業務は、小山町内での新規事業開拓、起業、開業を志す企業・団体・個人に対して、ビジネスを学ぶ機会の提供と、資金提供を行い、地域経済が自主的に継続的に活性化されることで、“魅力ある働き先”が創出され、将来定な若者のU I J ターン促進を図ることを目的とする。

### 2 背景

平成 28 年度に、定住人口拡大施策の一環として、特に若者（高校生、大学生、若手社会人など）にとっての“魅力ある働き先”の創出を狙い、小山町内での起業・開業を志す個人を対象とした「小山町スタートアップ起業支援事業補助金（以下、「SU 起業支援」という。）」の設置や、起業志望者に対して小山町内での起業・開業を促す「小山町ビジネスプランコンテスト企画・運営業務（以下、「BP 企画・運営」という。）」を実施した。

これら施策を実施した背景には、現在町内にある企業等では、業種や職種が限られており、その全てが必ずしも若者に魅力的には映っておらず、結果として、“地方には仕事が無い”“地元に戻ってもする事が無い”といったイメージにつながり、若者流出の原因になっているとの仮説から、多種多様な業種・職種に溢れ、若者にとって魅力ある企業等が多く存在し、“あの町に行けばチャンスがある”と思ってもらえるような町にしていく必要があると感じたからである。

上記の施策については、主に新たな事業者（移住者、町内の個人など）や起業・開業目前の方を想定したものであった。ただ、そこまで至らない方々（起業・開業を目指したばかりの若手社会人、起業について学んでいる大学生・高校生、子育てと両立したプチ起業を目指す主婦など（以下、「起業初期者」という。））や、既存の町内企業の方々も多く存在しているため、町としての魅力を高めていくには、今後こういった層も巻き込みこんでいく必要がある。

ただ、現状町内では、ビジネスの手法やマーケティング等について学ぶ機会は乏しく、志を持った方々が自主的に機会を求める状況（有料のビジネス講座に参加する等）になっているため、時間や資金が限られている起業初期者や町内企業の方々にとっては、ビジネスを学ぶハードルが高くなっており、結果として、ステップアップしたい気持ちはあるものの、現状維持に留まらざるを得ないのではないかと推測している。そのため、志のある方が気軽にビジネスを学べる機会を作れば、起業初期者や町内企業の方々を巻き込みやすいのではないかと考えている。

また、学びから実践に移す際の資金援助も重要である。SU 起業支援も資金援助ではあるが、後ろ盾が無く最も支援が必要と思われる“個人”を対象としていること、少額の支援であることから、既存企業の新規事業開拓や、初期投資の大きな事業を行いたい方の支援としては不足している。さらに、SU 起業支援は補助金のため、補助額を上げると町の負担も大きくなってしまう。そのため、新たな資金援助策として、投資ファンドの設立を

検討した。

これは、簡単に言うと、町や金融機関・地元企業などの出資者からなる投資ファンドを設立し、町の発展に寄与する事業や、起業・開業を目指す企業・団体・個人等に投資を行い、その収益の何割かを出資者に還元する、という仕組みである。メリットとしては、一定の基準を満たしたものであれば、比較的自由に投資を行うことができ、新ビジネスに取り掛かりたい企業や個人の支援が促進される点、投資であるため、補助金と異なり見返りが期待できる点、国や県の補助制度に頼らない自主的な資金調達・運用ができる点などが挙げられる。

このことから、「ビジネスを学ぶ機会の提供」と「資金提供」を組み合わせ、小山町に興味・関心のある幅広い対象者が、共にビジネスを学び、そこから生み出されたアイデアを形にするため、資金提供を受けて、町内の活性化に寄与する、というシステムを確立させることで、地域経済の活性化が、自主的に継続的に行われ、若者にとって“魅力ある働き先”が創出され、将来的な若者のU I J ターン促進につながるものと考えている。

### 3 公告

平成 29 年 9 月 5 日（火）に小山町ホームページに掲載

### 4 業務委託者

- (1) 業務委託者 小山町長 込山正秀
- (2) 執行部署 小山町役場 経済建設部 おやまで暮らそう課  
〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 57-2  
電話 0550-76-6137 FAX 0550-76-2795  
メール [kuraso@fuji-oyama.jp](mailto:kuraso@fuji-oyama.jp)
- (3) 執行場所 小山町内

### 5 委託業務

- (1) 業務名 平成 29 年度 地域経済活性化システム構築業務
- (2) 業務内容

#### ア ビジネスセミナーの企画・運営

ビジネスの基礎から応用まで幅広く学べるもので、参加者同士の交流が生まれ、コミュニケーションが活発になされることを想定した学び場として、ビジネスセミナーを開催する。また、参加者募集のための情報発信を町内外に対して行う。

主な対象者は、以下のとおり。

- (ア) 小山町内に本社もしくは事業所を持つ企業の経営者、社員
  - (イ) 小山町内での新事業、起業、開業を目指す企業の経営者、個人事業主、個人
  - (ウ) 地方での働き方、生き方に興味を持つ若者（高校生、大学生、若手社会人など）
- #### イ ビジネスプランコンテストの企画・運営

アで培った知識・経験をもとに、ア参加者を対象としたビジネスプランコンテストを開催する。グランプリ受賞者には、優勝賞金の他、クラウドファンディングによる資金提供（手数料負担）を副賞として付け、コンテスト終了後も、起業・開業までの

アフターフォローを行う。

#### ウ 投資ファンドの設立

投資ファンド立上げに必要な準備（ニーズ調査、事例研究、出資者探し、ファンド運営方法の確立等）を行い、ア・イ参加者や、町の活性化に寄与する事業等に出資できる体制を整える。投資ファンドは、平成30年4月からの稼働を目指す。

#### エ 本年度を含む3年間の事業展開の提案

本年度を含む3年間で仕組みを確立し、4年目以降、本業務が自発的に実施され継続されていくことを念頭に置いているため、3年間の事業展開について提案し、その中で今年度の位置付けを明確にすること。

上記全てが満たされている提案であること。

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月23日まで  
(翌年度以降の業務については別途に協議を行う)

#### (4) 委託契約限度額

委託契約額は7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とする。

※業務内容に、本年度を含む3年間の事業展開についての提案が含まれているが、本年度の委託契約額は、本年度事業のみを対象としている。

#### (5) 委託費の支払い方法

委託契約業務完了検査合格後、提出された請求書に基づき、委託費を支払う。

#### (6) その他

業務内容が多岐に渡るため、2者以上での提案を可とする。その場合は、本業務を2者以上で実施することの必要性と、各自の業務範囲を明確に示すこととし、本業務の契約は連名で行うこと。

## 6 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去に類似案件の実績があり、ノウハウを有している者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者。

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

## 7 企画提案参加方法

### (1) スケジュール

ホームページによる公告開始	平成 29 年 9 月 5 日（火）
企画提案書の提出期限	平成 29 年 9 月 25 日（月）まで
プレゼンテーション	平成 29 年 9 月 28 日（木）15 時 00 分～
選考・採用業者の決定	平成 29 年 9 月 29 日（金）まで
選定結果の伝達	平成 29 年 9 月 29 日（金）まで

なお、応募者の状況により変更する場合がある。

### (2) 質問事項について

質問については、手法問わず随時受け付け、その都度回答します。内容について企画提案参加者全員への共有は行いません。

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 提出書類

以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
1	企画提案内容	(1)企画案 提案の趣旨、方向性が分かるもの (2)全体スケジュール計画 (3)業務体制 総括責任者、業務遂行スタッフの氏名・所属・経験年数・担当業務等	任意	9 部
2	参加資格確認書類	(1)会社概要等 定款及び組織、沿革、事業等会社の概要 (2)同種・類似受託業務の成果が分かるもの	任意	9 部
3	その他	(1)見積書（明細を記したもの）	任意	1 部

#### イ 提出期限

平成 29 年 9 月 25 日（月）まで（必着）

#### ウ 提出先

小山町役場 経済建設部 おやまで暮らそう課  
〒410-1325 駿東郡小山町藤曲 57-2

#### エ 提出方法

- (ア) 直接持参又は郵送。
- (イ) 持参の場合は、平日の9時～17時の間とする。
- (ウ) 郵送の場合は、平成29年9月25日（月）17時必着とする。

#### (4) 事前審査

企画提案者が5者以上となった場合、(6)のア～エと同様の用法により、提出された企画提案等の事前審査を行い、4者に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、平成29年9月26日（火）までに、FAX又は電子メールにて通知する。

#### (5) 企画提案（プレゼンテーション）

日時：平成29年9月28日（木） 15時00分 ～ 18時00分

場所：小山町役場301会議室（控室：302会議室）

- ・ 集合時間及び場所は、9月26日（火）までに、各提案者にFAX又は電子メールにて通知する。
- ・ 1提案者当たりの所要時間は、説明30分以内、質疑応答15分以内とする。
- ・ PC、プロジェクターは使用可能とする。
- ・ DVD等の機器を持ち込み使用する場合は、企画提案書提出の際に申し出ること。

#### (6) 審査

ア 審査は、小山町役場職員によって構成される選定委員がウの基準により審査し、契約候補者を選定する。

イ 審査を行う前に、おやまで暮らそう課にて提出資料を確認する。内容に不備又は不足等があった場合、失格とする場合がある。

#### ウ 評価基準

評価項目	評価基準
1 事業の理解度	企画・内容が、事業の趣旨・目的に適合しているか。
2 実行性	提案が現実的なもので、実行できると判断できるか。
3 独創性	提案者独自のノウハウ等を活かし、他社に真似できない独創的な企画となっているか。
4 継続性	今年度事業終了後も、町側にノウハウ等が蓄積され、事業が継続されるものと期待できるか。
5 過去実績	過去に類似案件を手掛けており、経験値の高さ、実行力があると判断できるか。
6 実現性	全体のスケジュール計画が、実現可能なものになっているか。
7 業務遂行体制	業務を遂行できる十分な実施体制（人員・組織）があるか。同種・類似業務の作成実績があるか。

#### エ 受託者の選定

- ・審査の合計得点が配点の6割を超えた企画提案者の中で、最も高い得点を得た企画提案者（以下「最高得点者」という。）を契約候補者として、随意契約の交渉を行う。ただし、最高得点者と合意に至らない場合は、審査の合計得点が配点の6割を超えた企画提案者の中で、次に高い得点を得た企画提案者から順に交渉を行い、受託者を選定する。
- ・企画提案者が1者のみの場合でも審査を行い、合計得点が配点の6割を超えた場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

#### オ 結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に9月29日（金）までにFAX又は電子メールにて通知する。

### 8 企画提案者の失格

契約までの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出期間内に書類の提出がなされなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合。
- (4) 前各号に定めるものの他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員が失格であると認めた場合。

### 9 その他

- (1) 本企画提案にかかる費用（プレゼンテーションを含む）は各企画提案者の負担とし、複数の企画提案は認めない。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (3) 契約候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合があるものとする。